

嵐山町における高齢者の人権について

嵐山町教育委員会生涯学習課 谷地 幸祐

1 はじめに

「自然と歴史のまち嵐山」

嵐山町は、埼玉県のほぼ中央に位置し、都心より60km圏にある。比企丘陵の中枢部を占めて、山あり溪谷あり、平地ありと変化に富んだ自然の宝庫で、国蝶オオムラサキが生息する地としても有名である。また、木曾義仲や畠山重忠など平安末期から鎌倉時代にかけて日本史に名をとどめた坂東武者ゆかりの地となっている。

2 嵐山町の人権教育の概要

嵐山町の人口動態

我が国は世界で最も高齢化の進んだ国である。

総人口に占める65歳以上の割合が1994年に14%に達し、2025年には29%を超え、「超高齢社会」となった。嵐山町でも平成18年19,368人から令和7年17,328人となり、20年で約2,000人の人口が減少し、65歳以上の割合が35%を超えた。

3 具体的な取組

(1) 人権尊重都市宣言

人間は、だれでも自由と平等を願い、健康で豊かな生活を求めている。

この願いを実現するためには、あらゆる差別を撤廃し、全ての人々の人権が尊重されることが必要不可欠である。

今こそ私たちは、民主主義と基本的人権を保障した憲法を一人一人が理解し、日常の生活に生かす努力を全町民の目標とし、明るく住みよい嵐山町を実現しなければならない。

よって、人権尊重の精神を全町民の意思として築き上げるため、ここに嵐山町を人権尊重都市とすることを宣言する。

平成6年3月22日 町議会決議（抜粋）

(2) 高齢者の人権

高齢者の人権とは、年齢に関わらず、すべての高齢者が尊厳を持って自立し、自分らしい人生を全うする権利であり、以下の要素が「高齢者の人権」として重視されている。

ア 尊厳と自立の確保

人としての誇りを持ち、尊厳ある人生を送れること。

イ 安心して暮らせる社会づくり

高齢者が地域社会の一員として尊厳が守られる環境を地域ぐるみで作り上げること。

ウ 高齢者の権利擁護の推進

成年後見制度の活用や地域包括支援センターを通じたサポートなど、権利が侵害されないよう積極的な支援を行うこと。

エ コミュニティーサロンむさし嵐丸庵

地域の方が気軽に集まれる場所「居場所づくり」として令和4年に開設。活躍の場は空き家を利用し、壁画に町内の私立大妻中学・高等学校の生徒による町公式マスコットを描いてもらった。ボランティア(65歳以上)が利用者の声を基に、麻雀会や編み物教室、バルーン教室等を運営・企画している。開設中は自由に参加することができ、多世代が集まる場となっている。

オ 嵐カフェ

認知症の方やその家族を支援するための活動をしている団体「チームオレンジ」が主体となり、月に1度認知症カフェを開催し運営している。誰でも自由に参加することができ、お茶を飲みながら気軽に情報交換やレクリエーション等を楽しむことができる集いの場である。

カ ぷらっと嵐トレ等自主活動

地域の方が身近な場所で集まり、「ぷらっと嵐トレ養成講座」を受講した方を中心に誰でも続けられる筋力アップ体操を実施。体操が終わった後は、茶話会やレクリエーション等のサロンになっている。住民が主体となって取り組んでおり、自主活動グループは12か所で活動中である。毎年1回専門職(理学療法士、管理栄養士等)による支援を実施している。

キ おたすけサービス

ゴミ出しや草むしりなど住民の困りごとを地域が支え合い手助けする事業。社会福祉協議会が窓口となり、時間単位で利用者は利用券を購入し、支援側は利用券を受け取る。利用者は65歳以上の高齢者を対象としているが、支援者も65歳以上の方が多い。

4 成果と課題

(1) 地域で支えるまちづくり

嵐山町では、高齢者福祉計画において「健康で互いに支えあう生き活きとしたまちづくり」を推進している。「高齢＝支援を受ける側」だけではなく、支援する側として活躍できる場を町としてサポートしている。

(2) 高齢者差別をなくすために

ア 意識の変革

- (ア)「高齢者＝弱者」という固定観念を捨てる。
- (イ)「高齢者＝支援される人」というレッテルを貼らない。
- (ウ)年齢に関わらず、個性を尊重する。
- (エ)加齢に伴う身体的・精神的な変化を理解する。

イ 日常のコミュニケーション

- (ア)思いやりと敬意を持って接する。
- (イ)認知症に関する知識を深める。

高齢化率の上昇により、介護需要が増える一方、支える人が今以上必要となり、専門職の不足やサービス利用者が増えることで保険料の増加も見込まれる。今後は高齢者が安心して暮らし続けられる地域(地域包括ケアシステムの構築)を作ることが重要であり、「自助・互助・共助・公助の取組」を今まで以上に推進していく。

体験を通して学ぶ障害のある人の理解

吉見町立東第二小学校 伊藤 一美

1 本校の人権教育の基本的な考え

本校では、児童の人権意識を高め、身近な差別をなくしていくために、人権について正しく理解し、人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする児童を育成することを重点目標としている。教育活動全体を通して進める人権教育では、体験活動を通して思いやりのある豊かな心と実践的な態度を育てること、人権課題（障害のある人）への取組としては、障害のある人と交流する機会を通じて、誰もが住みやすい社会づくりについて理解することをめあてとしている。学年別目標は、低学年「友だちとなかよくし、だれとでもきょうりょくできる子」中学年「一人ひとりの友だちを大切にし、相手の立場に立って考える子」高学年「差別や偏見を持つことなく、公平に接し、自他の人権を尊重する子」としている。地域との連携においては、関係機関に、学校教育への理解と協力を得て、学校・家庭・地域における望ましい人間関係の育成を目指している。

2 具体的な取組

（1）人権感覚を育てる取組

ア 「とうにの日」の取組

親子のふれあいを目的として、毎月1回「とうにの日」の取組を実施している。人権教育との関連では、「ふわふわ言葉を見つけよう」「友達標語を作ろう」等のテーマで、家庭で友達との関わりや人権について話し合う機会を設けている。

イ 生活目標の位置付け

全校の取組として、4月は「おたがいを認め合おう」、11月は「友だちと仲よくしよう」を生活目標として設定している。帰りの会で、友達の頑張りや思いやりのある行動を認め合う時間を設け、自分や相手のよさ（個性）に気づき、互いを大切にしよう関係作りを行っている。

ウ 「健康の日」の取組

月1回、健康について考える取組を行っている。中でも「心の健康」や「大切な自分の体」等、自分の体と心、周りの人の体と心を大切に考えることは、自分の権利を守り、相手の権利も尊重する意識を育むことにつながっている。

エ 人権感覚育成プログラムの実施

令和7年度 実施例

学校教育編 権利と責任8-②

「新しい大陸に向けた航海～何を船から投げ捨てますか？～」

学級活動として、グループでの話し合いの様子を保護者に公開した。相手の気持ちを尊重しながら、自分の考えも適切に伝え、互いの権利を認め合うことをねらいとして実施した。

（2）総合的な学習の時間における福祉体験学習（第4学年）

「障害のある人の理解」吉見町社会福祉協議会の協力により、当事者の方、パラスポーツ指導者の方をゲストティーチャーに迎え、体験学習を実施した。

ア ふくしってなあに？

自分の幸せ、家族や周りの人の幸せ、障害について考える。みんなが笑顔になれる町とはどんな町か話し合う。

イ 視覚障害（盲導犬）の理解

生活の工夫、盲導犬との暮らし、白杖についての学習を行う。また、アイマスク体験をして、目が見えない人がどのように過ごしているか考える。

ウ 身体障害（車いす）の理解

車いすユーザーの方の日常生活やユニバーサルデザインについて学ぶ。また、車いすや自具の体験を通して、誰もが暮らしやすい環境について考える。

エ 聴覚障害の理解

当事者の方の日常生活の工夫や、普段使っている道具について学ぶ。また、簡単な手話でのあいさつと自己紹介の仕方を覚え、手話を使ったコミュニケーションの体験を行う。

オ パラスポーツの学習

パラスポーツの特徴や種類、参加しやすくするためのルールや道具について学ぶ。また、ボッチャとゴールボールの体験を行い、理解をさらに深める。

(3) 児童による探究的な学習

ア 一人一人の興味・関心に基づいたテーマ設定

児童のテーマ例

「手話ダンス」「パラスポーツ（野球・サッカー）」「お店や施設の工夫」

体験学習を通して、さらに知りたいと思ったことをテーマに設定し、調べ学習を行った。

イ プレゼンテーション資料の作成と発表

調べたことをスライドにまとめ、授業参観で保護者に発表した。パラスポーツについてのクイズ、覚えた手話の披露、施設の工夫を写真や音声で分かりやすく示す等、それぞれの児童が学習の成果を発表できた。

ウ こんな吉見町になったらいいな

障害の有無に関わらず、誰もが助け合い、幸せに暮らすための権利があることを再確認し、どんな吉見町になったらいいか、今の自分に何ができるか考える活動を学習のまとめとした。

3 成果と課題

(1) 成果

ア 障害のある方への理解

体験学習を通して、児童は障害のある人が日常生活でどのような場面に困りやすいか、またどのような工夫や支援があれば過ごしやすくなるかを具体的に理解できた。特に、生活の中での困難さは、本人の特性だけでなく、周囲の環境や配慮の在り方とも関係していることに気付き、障害を「大変なこと」として捉えるのではなく、社会との関係の中で考えようとする視点が育った。また、誰もが等しく尊重されるべき存在であるという人権の基本的価値を体感的に学ぶことができた。

イ 児童の意識の変容

体験後の振り返りでは、児童の中に「どうすれば一緒に活動しやすくなるか」を自ら考えようとする姿勢が生まれた。「助けてあげる」という関わりではなく、相手の気持ちを想像し、必要な配慮を考える態度が育っている。また、困っている人に気づいたときに声をかけたり行動したりすることが、人権を守る行動であるという理解が深まり、日常生活の中で自分の言動を見直そうとする様子が見られた。これらの変容は、児童が人権の主体として成長していることを示す重要な成果である。

(2) 課題

ア 障害の多様性についての理解

体験学習では、児童に分かりやすい形で体験をさせているが、それだけでは障害を一括りにした固定的なイメージを持ってしまうことも考えられる。障害がある人の生活の中での工夫や困りごとは、その人によって異なる。また、外見からは分かりにくい障害もあることの学習は不十分であるため、今後どのように伝えていくかが課題である。

イ 継続した学習の機会

本校では、障害のある人の理解についての体験学習は、4年生のみ行っており、単発的な学習になりがちである。日常生活における人権についての学びは、一度の体験で完結するものではなく、事前・事後の学習や学校生活の中で繰り返し考え続けることが必要である。さらには、中学校との連携を図り、小学校段階で学んだことを中学校でさらに発展させる指導計画を考える等、縦のつながりを意識した人権教育の継続が必要である。